

現況届は8月31日(月)までにご提出ください！

児童扶養手当

離婚などにより父または母と暮らしていない児童を養育している方に手当を支給します。
現在、児童扶養手当を受給中の方や所得制限などで支給が全部停止になっている方は現況届を提出してください。
新たに支給を受ける方は、受給要件を確認し、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課で手続きをしてください。新規申請に必要な書類など詳しくは、お問い合わせください。



- 受給対象** 18歳到達後の最初の3月末日を迎えていない児童または20歳未満で一定の障害がある児童を
 - ・監護している父または母
 - ・父母に代わって養育している方***外国籍の方は、住民登録をしている方に限ります。**
- 受給要件** 児童が次のいずれかに該当すること
 - ・父母が離婚している
 - ・父または母が死亡、重度障害者、生死不明または1年以上拘禁の状態にある
 - ・父または母から1年以上遺棄されている
 - ・父または母が、裁判所からDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けている
 - ・母が未婚である など***児童が父または母の配偶者（内縁関係なども含む）に養育されている場合は手当を受給できません。**
- 現況届の提出** 児童扶養手当を受給している方、支給が全部停止になっている方は年に一度、現況届の提出が必要です。
7月下旬発送の案内をご確認の上、8月31日(月)までにお住まいの区の保健福祉センターこども家庭課へ直接または郵送で現況届を提出してください。
提出がない場合、11月分以降の手当を受給できません。

所得制限 前年中の所得に応じて、手当の一部または全部を支給します。所得額が所得制限限度額を超える場合は手当を受給できません。

扶養人数	受給対象者本人*		配偶者・扶養義務者 孤児などの養育者
	全部支給	一部支給	
		所得制限限度額	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円未満	246万円未満	274万円未満
2人	145万円未満	284万円未満	312万円未満
3人以上	1人につき38万円加算		
* 児童または父母が養育費を受け取っている場合、その額の8割を所得に算入します。			

手当月額 奇数月に2カ月分を支給します。なお、児童または父母などが公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給している場合は、手当額の一部または全部が支給されない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

児童人数	全部支給	一部支給
1人	48,050円	11,340円～48,040円*
2人目以降	1人につき11,350円を上限に加算*	
*支給額・加算額は所得に応じて異なります。		

保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137 若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150
こども家庭支援課 ☎245-5179 ☎245-5631

更新手続きは10月31日(土)までに！

ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭などの方の医療費について、保険診療の範囲内で自己負担額の全額を助成しています。現在、助成を受けている方には、7月下旬に更新案内を郵送していますので、必要書類を10月30日(金)までに窓口へ提出、または10月31日(土)までに郵送してください。新たに助成を受ける方は、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課で、医療費助成受給券の交付手続きを行ってください。



- 助成対象** ①母子家庭の母と児童
②父子家庭の父と児童
③両親のいない家庭の児童と、児童を養育している方
④配偶者の一方に重度の障害がある場合などで、①②に準ずる母または父と児童
***児童＝18歳到達後の最初の3月末日を迎えていない児童または20歳未満で一定の障害がある児童**
- 助成要件** 次の全ての要件に該当すること
 - ・市内に住所があること
 - ・国民健康保険の被保険者または社会保険の被保険者および被扶養者
 - ・心身障害者医療などの医療費助成または生活保護を受けていないこと
 - ・医療費助成受給券の交付または更新申請月の前々年（11・12月の場合は前年）の所得額が、児童扶養手当の所得制限限度額未満の世帯

対象者	児童扶養手当の所得制限限度額
母・父	208万円+（扶養人数×38万円）
養育者・扶養義務者など	236万円+（扶養人数×38万円）

- 必要書類**
- ・申請書
 - ・加入医療保険情報確認書類などの写し
 - ・銀行口座が分かるもの
 - ・住民票*
 - ・申請者および申請者と生計を一にする方の所得に関する証明書など*
 - ・母子・父子家庭であることを証明する書類（戸籍全部事項証明書、遺族基礎年金証書、児童扶養手当証書など）
 - ・養育費に関する申告書（母子家庭・父子家庭のみ）
 - ・養育申立書（養育者家庭のみ）
- *同意書の提出により省略できる場合があります。

医療費助成受給券を提示せずに支払った医療費の助成を受けるには

受診翌月以降に、医療費助成申請書・領収書・医療費助成受給券をお住まいの区の保健福祉センターこども家庭課へ提出してください。

保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137 若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150
こども家庭支援課 ☎245-5179 ☎245-5631

特に記載がない場合、対象は市内在住・在勤・在学の方、1日から申し込み受け付け、応募多数の場合抽選、料金は無料。